第一項の表一〇八の項を次のように改める。

一〇八	削除

第一項の表一三七の項及び一三八の項を次のように改める。

一三七	削除
一三八	削除

第二項の表二の項を次のように改める。

二	削除

九　平成十五年総務省告示第七百十一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一三の項を次のように改める。

一三	削除

第一項の表一九の項を次のように改める。

一九	削除

十　平成十八年総務省告示第百六十二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表四〇の項を次のように改める。

四〇	削除

十一　平成十八年総務省告示第六百八十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表二五三の項を次のように改める。

二五三	削除

十二　平成十九年総務省告示第百六十一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表四八の項を次のように改める。

48	削除

第一項の表五九の項及び六〇の項を次のように改める。

59	削除
60	削除

第一項の表二三一の項を次のように改める。

231	削除

第一項の表二五五の項を次のように改める。

255	削除

第一項の表三三七の項を次のように改める。

337	削除

第一項の表五〇八の項を次のように改める。

508	削除

第一項の表六六二の項を次のように改める。

662	削除

第一項の表八五八の項を次のように改める。

858	削除

十三　平成十九年総務省告示第二百七十七号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表六の項中「(68,60)」を「(75,20)」に改める。

十四　平成十九年総務省告示第四百二十五号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表九五の項を次のように改める。

95	削除

第一項の表一八〇の項を次のように改める。

180	削除

第一項の表二九一の項を次のように改める。

291	削除

十五　平成十九年総務省告示第六百三十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一八一の項を次のように改める。

181	削除

第一項の表一九一の項を次のように改める。

191	削除

十六　平成二十一年総務省告示第二百七十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一〇八の項を次のように改める。

108	削除

十七　平成二十一年総務省告示第四百九十九号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表七六の項を次のように改める。

76	削除